

皇室典範増補

明治四十年二月五日

會議筆記

国立公文書館

利用上の注意

秘密院會議筆記及び同委員會議
は、非公開の席上における発言を
記録したものであります。したが
って当該発言者の共同著作物と解
されますので、引用等発表に際し
著作権法上の問題の生ずること
ないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

2 A

15-8

⑧ D 242

樞密院會議筆記 皇室典範增補

明治四十年二月五日午前十時五十五分開議
聖上臨御

出席員

議長

山縣議長

大臣

寺内陸軍大臣 七番

松岡農商務大臣 八番

齋藤海軍大臣 九番

阪谷大藏大臣 十番

山縣遞信大臣 十一番

松田司法大臣 十二番

牧野文部大臣 十四番

林 外務大臣 十五番

顧問官

田中顧問官 廿二番

細川顧問官 廿三番

九鬼顧問官 廿七番

杉 顧問官 廿九番

蜂須賀顧問官 三十番

伊東顧問官 卅二番

野村顧問官 卅四番

黒田顧問官 卅六番

金子顧問官 卅九番

末松顧問官 四十番

曾禰顧問官 四十一番

清浦顧問官 四十二番

南部顧問官 四十三番

加藤顧問官 四十四番

缺席員

皇族

嘉仁親王

一番

貞愛親王

二番

威仁親王

三番

載仁親王

四番

依仁親王

五番

大臣

西園寺總理大臣

六番

原 内務大臣

十三番

副議長

東久世副議長

十六番

顧問官

伊藤顧問官

十七番

松方顧問官

十八番

樺山顧問官

十九番

福岡顧問官

二十番

佐二木顧問官

廿一番

河瀬顧問官

廿四番

中牟田顧問官

廿五番

大鳥顧問官

廿六番

高崎顧問官

廿八番

高島顧問官

卅一番

岩倉顧問官

卅三番

林顧問官

卅五番

西顧問官

卅七番

税所顧問官

卅八番

委員

岡野法制局長官

奥田宮内省御用掛

報告員

都筑書記官長

書記官

穂積書記官

河村書記官

柴田書記官

議長(山縣)

本日ハ曩キニ御諮詢アラセラレタ

ル皇室典範増補ニツキ會議ヲ開ク上諭文ハ

本案ヲ議決シタル後ニ議スルコトト為スヘ
ニ第一讀會ハ朗讀ヲ省略ス

二十三番(田中) 本官ハ審査委員タル資格ヲ以
テ一言茲ニ報告ヲ為サン本案ハ皇室典範ノ
條項中今後其ノ實行ニ困難ナルモノニ關シ
テ不備ヲ補足シ并セテ皇族ノ身位及權義ヲ
明ニスル為ニ必要ナル條項ヲ増補セムトス
ルモノナリ其ノ増補ノ條項中ニハ自ラ民法
其ノ他ノ法律施行ノ範圍ニ對シ幾分ノ變更
及制限ヲ加フルモノアルヲ免レスト雖元來

皇室典範中既ニ普通ノ法律ノ除外タル條項
少カラス而シテ憲法第七十四條ニ牴觸セサ
ル限り既ニ皇室典範第六十二條ニ依リ修正
増補ノ手續ヲ豫見シタルモノアルカ故ニ他
ノ法律ニ牴觸シ其ノ結果自ラ臣民ノ權義ヲ
變更若ハ制限スルニ至ルモ法理上支障ナキ
所ナリトス更ニ其ノ各條ニ就テ之ヲ觀ルニ
皇室典範第三十一條ハ皇子ヨリ皇玄孫ニ至
ルマテハ男ヲ親王女ヲ內親王トシ五世以下
ハ男ヲ王女ヲ女王トスト規定シ以テ皇室ノ

子孫ハ累世皇族タルノ主義ヲ取ル然レトモ
皇族支胤ノ繁盛ニ伴ヒ皇室經費ノ無限ノ膨
脹ヲ来タスノミナラス皇族ノ範圍萬一廣大
ニ失スルカ如キコトアルニ至ラハ或ハ反テ
事態ノ不完備ヲ来タスノ虞ナキヲ保セサル
ヲ以テ豫メ如此場合ニ備ヘムカ為メ茲ニ疏
通ノ途ヲ開キ第一條ニ於テ王ハ勅旨又ハ情
願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコト
アルヘキヲ規定シ尚ホ同一ノ趣旨ニ基キ第
二條ニ於テ王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續

人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ
養子トナルヲ得ルコトヲ規定セリ王既ニ勅
旨又ハ情願ニ依リ臣籍ニ入ラシメラルルコ
トアリトセハ典範第五十二條ニ依リ特權ヲ
剥奪セラレタル皇族ハ場合ニ依リ之ヲ臣籍
ニ降スノ途ヲ開クハ皇室ノ尊嚴ヲ維持スル
ニ於テ至當ノ措置ナルヲ以テ之ヲ第四條ニ
掲ケタリ凡ソ皇族ノ權利義務ハ理宜ク皇室
典範及之ニ基キ發スル規程ニ依リ之ヲ定ム
ヘキモノトス典範實ニ此ノ明條ヲ缺ク依テ

第七條：於テ皇族ノ法律上ノ地位ヲ明ニシ
以テ皇族：關スル各種制度ノ淵源ヲ示シ日
リ事皇族ト臣民ト：涉リ而モ各適用スヘキ
法規ヲ異ニスル場合：ハ何レノ法規ニ依ル
ヘキヤ之ヲ一定スルノ要アルヲ以テ此ノ如
キ場合：方リテハ典範ニ基キテ制定セラレ
タル規程：準據スヘキコトヲ規定セリ
要スルニ本案ハ累世皇族ノ原則ニ對シ疏通
ノ途ヲ啓キ且ツ皇族ノ法律上ノ地位ヲ明ニ
シ以テ皇族：關スル諸制度ノ淵源ヲ定メム

トスルニ在リ其ノ趣旨何レモ至當ニシテ其
ノ條項ニ至リテモ亦何等支障アルヲ見サル
ノミナラス今：於テ典範ノ備ハラサルヲ補
足セムトスルハ寔ニ已ムヲ得サル所ナリト
認ム

皇室諸般ノ制度具備セムトスルノ今日從テ
皇室典範ヲ増補スルノ必要ヲ生ス委員會ハ
慎重ナル審議ヲ經タル後少シノ修正モ無ク
其ノ審査ヲ了シタリ審査ノ結果ハ各位既ニ
審査報告書：依リテ御詳悉アリタルコトト

御
覽
院

存ス本案ハ事體極メテ重大ナルヲ以テ反
討議シテ議決シタリ此ノ上ハ此ノ神聖ナル
議場ニ於テ慎重討議ノ上之ヲ可決セラレム
コトヲ望ム尚御質問モ有ルナラハ當局委員
ノ説明アルナラム
議長(山縣) 各位ニ於テ別ニ御意見モ無キカト
思ハル原案賛成ノ諸君ハ起立ヲ乞フ多數直
ニ第二讀會ヲ開ク
(河村書記官朗讀)
皇室典範増補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ
華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人ト
ナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子
トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入リタル者ノ妻
直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ
皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ
限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ

區
密
院

由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ

皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入リタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基キ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

議長(山縣) 第二讀會ニ於テ別ニ御意見モ無クハ原案賛成ノ諸君ハ起立ヲ乞フ、全會一致引續キ第三讀會ヲ開ク

別ニ御意見ナクハ採決ス賛成ノ諸君ハ起立

ヲ乞フ、全會一致

是ヨリ上諭文ノ議事ヲ開ク讀會ヲ省略シテ

ハ如何各位ニ於テ異議ナキヤ

二十三番田中 讀會省略ニ賛成ス

二十四番(細川) 賛成

議長(山縣) 別ニ御異議ナクハ讀會ヲ省略ス是

ヨリ上諭文ヲ朗讀セシム

(河村書記官朗讀)

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ

祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ取テ違フコトアルナシ

而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ随ヒ制度ノ

燦備ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ

祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ

惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭カニセ

ムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢

ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民

ヲシテ之ニ率由シテ懲ルコトナキヲ期セシム

御名 御璽

年月日

國務各大臣宮内大臣副署

議長(山縣) 各位：於テ別ニ御意見ナリハ御替
成ノ諸君ハ起立ヲ乞フ。全會一致是ニテ開會
ス

(午前十一時七分閉會)

議長侯爵山縣有朋

書記官長

書記官

河村金五郎

柴田駒三郎